

第1回

聖籠中学校通学バス運行検討委員会

令和2年7月31日

聖籠町子ども教育課

1 委員会設置の目的

昨年2月に策定した「聖籠町行財政改革大綱」で、循環バス事業の見直しのほか中学生の冬季通学バス運行事業の見直しをすることとしており、その見直しにあたっては小学校を含めた通学のあり方も併せて検討することとしています。

中学校の冬季通学バスの運行については、現在、12月～2月の冬季に限り、遠距離の生徒を対象に貸切バスを運行しています。町公共交通の見直しを含めて町を取り巻く情勢が変化していることから、今後における小学生の通学のあり方についての基本方針案を考慮しつつ「聖籠中学校通学バス運行検討委員会」を設置し、町の厳しい財政状況等も考慮しながら通学のあり方について、あらためて検討することを目的とします。

2 検討委員会の進め方

1 本委員会で検討していただく内容

現状の運行を踏まえ、今後における中学校の通学バスの運行はどうあるべきかについて、検討していただきます。

2 検討結果を踏まえた実施想定時期

令和3年度

3 検討委員会開催予定(案)

令和2年12月までに4～5回程度の開催を予定

- ・ 2回目:令和2年8月28日(金)14:00～第2会議室
- ・ 3回目:令和2年9月25日(金)14:00～第2会議室
- ・ 4回目:令和2年11月27日(金)14:00～第2会議室

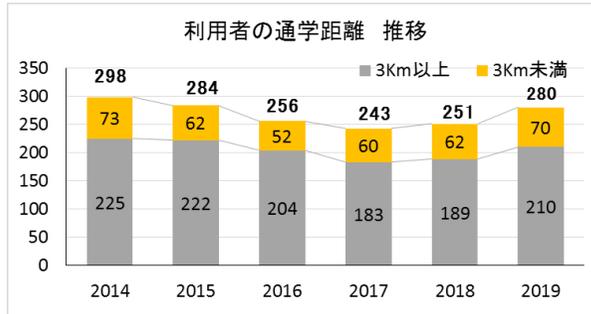
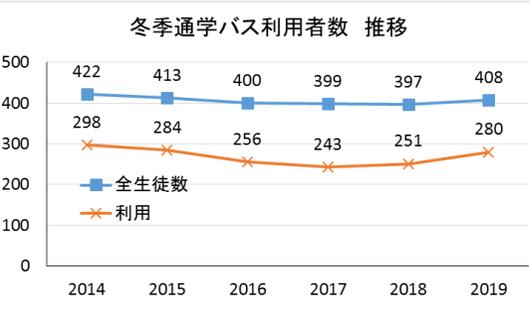
3 聖籠中学校の通学・冬季バスの現状

○ 3月～11月は、登下校ともに、自転車及び徒歩、親等の車での送迎と様々な形態で通学しています。

○ 12月～2月の3カ月間に限り、遠距離通学者の冬期間の登下校のため、貸切バスによる通学バスを平成22年度から運行しています。

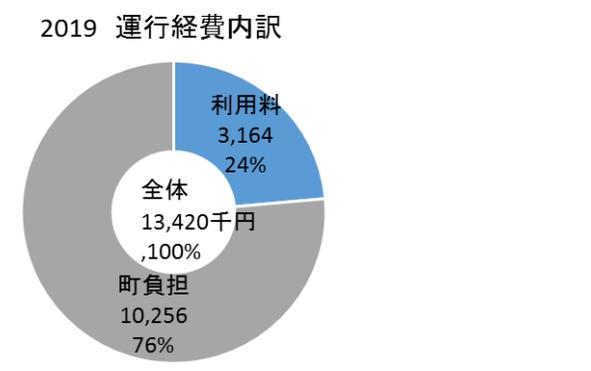
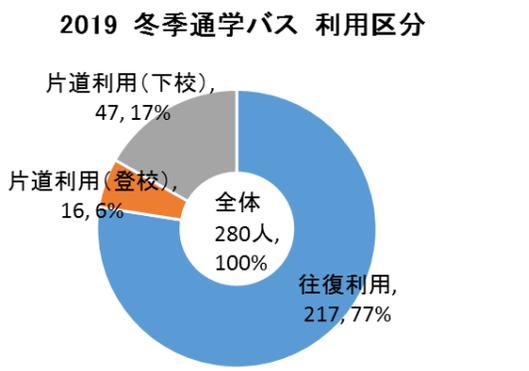
○ バスを利用する生徒は、下記表のとおり推移し、**令和元年度は全生徒の7割近くを占めています。**

○ 利用にあたっては、距離要件(運用上「学校から集落の中心までの道のりが概ね3km以上の集落」)としていますが、現状として「近距離利用者」についても希望者の意向に沿って基本的に利用を認めており、近距離利用者は全体の約1/4を占めています。



令和元年度 聖籠中学校通学バス行政区別申込者数 (通学距離による区分及び申込者数)

① 通学距離3km以上		② 通学距離3km未満	
行政区	申込者数	行政区	申込者数
四ツ屋	3	真野	5
道賀新田	2	桃山	3
上大谷内	2	山倉	0
丸湯	2	苔沼	3
中の橋	0	本諏訪山	5
本三賀	0	山諏訪山	5
山三賀	2	本大夫	4
二本松	19	山大夫	8
外畑	1	聖中ケ丘	9
蓮野	16	甚兵衛橋	0
杉谷内	10	蓮湯	0
正庵	3	蓮湯新田	0
藤寄	23	尾沢ケ丘	0
大夫興野	5	稲の平	0
網代浜	26	別條	11
次第浜	41	八幡	3
亀塚	32	ひばりが丘	14
東山	4	合計	70
旭ケ丘	12		
汐美台	7		
合計	210		



令和元年度 運行状況

- ・ 事業費：13,419,670円 (1人当たりの利用コスト(事業費/利用者) 47,927円)
- ・ 委託先：新潟交通(株)
- ・ 運行路線：一斉登下校時 7路線(下校時は部活動を考慮し、早便と遅便で運行)

基準

教育委員会にはかり、認めている

【参考1】他自治体のスクールバス事例

- 近隣市をみると、小中学校において民間委託によりスクールバスを運行しています。
- 右事例では、通年及び冬季で区分し、利用要件では一定距離以上を対象とし、利用料金は徴収していない状況です。
- スクールバスの運行に対し、国から交付税として相当額が交付されるため、無料運行も可能であると考えます。
- 本町は、不交付団体のためスクールバス事業を実施しても国からの交付税は見込めず、全額町の負担となります。

		新発田市				胎内市			
		バス送迎	利用要件 (通学距離)	実施校※	利用率	バス送迎	利用要件 (通学距離)	実施校	利用率
小学校	通年	○	原則4km以上	7校/19校	(市未調査)	○	原則2.5km以上	5校/5校	全児童の 47.6%
	冬季	○	原則3km以上 (12月～3月)	10校/19校		○	原則2.5km以上 (12月～3月)	5校/5校	
中学校	通年	○	原則6km以上	2校/10校	(市未調査)	×	/	/	全生徒の 47.5%
	冬季	○	原則3km以上 (12月～3月) (1校のみ1、2月)	7校/10校		○	原則2.5km以上 (12月～3月)	4校/4校	
通学距離の算定方法		集落の中心から学校までの道のり				各バス停から学校までの道のり			
利用者負担		無 (H27年度までの冬季は往復3,000円)				無			
統廃合要件		統廃合校かどうかは問わず (距離要件による。中学校は統廃合なし)				統廃合校かどうかは問わず (距離要件による)			
運営方法		民間委託				民間委託			

(※未実施校は、基本的に距離要件範囲内に位置)

【参考2】公立小学校・中学校の適正配置 (通学条件)の標準(文科省)

- スクールバスの利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準(小学校:4m以内、中学校:6km以内)に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示
⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断(適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提)

〔「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(要旨)〕

4 中学校通学バスの検討課題について

	現状	課題	参考(小学校バス基本方針)
1 運行目的	<ul style="list-style-type: none"> 遠距離通学者の冬期間登下校支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業目的が不明確となっている。 ※別紙、聖籠町行財政改革大綱参照 	<ul style="list-style-type: none"> 遠距離通学する児童の負担軽減
2 対象生徒	<p>○自宅から学校所在地までの片道の通学距離が「概ね3km以上」の生徒</p> <p>運用上は「学校から集落の中心までの道のりが「概ね3km以上」の集落」</p> <p>○教育委員会が特に必要と認めた生徒</p> <p>3km未満集落の利用希望を委員会で認めている 利用生徒の約1/4相当数 →実質的に距離要件が崩れているといえる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町要綱で定める距離要件はあるが、現状は希望者全員である。 ●このことによるバス運行台数の増加による事業費の増加となっている。 ●小学校通学バス運行との整合性をどう考えるか。 ●距離要件の厳格化により、距離要件以下で今まで利用できていた生徒の対応策は？ 	<ul style="list-style-type: none"> 学校から集落の中心までの道のりが「2.5km以上」の集落の全児童 通学時間1時間以上を目安 (蓮野学区) 70名 (R元見込み) 藤寄・旭ヶ丘・大夫興野 ・甚兵衛橋 (山倉学区) 9名 (R元見込み) 四ツ屋・本三賀・中の橋 ・蓮湯新田 (亀代学区) 対象集落なし
3 利用料金	<p>①往復利用→14,000円 ②片道利用→7,000円 ③徴収方法→一括前払い徴収方式</p> <p>【参考】 1回あたり換算 (R元年度) ・片道 135円 ・往復 270円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●徒歩通学者等とのバランス、平等性を図る。また、小学校通学バスとの整合性を図る必要があるかどうか？ ●利用者一人当たりの経費が多い。 ※別紙、聖籠町行財政改革大綱参照 	<ul style="list-style-type: none"> 1回50円(回数券) ※町循環バスと同額 ※就学援助等の減免措置あり <p>参考：概算予算 4,010千円(年間) 一人当たり50,759円 ★ 46,000千円(循環バス)</p>
4 運行期間	<p>○12月1日から2月末まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●PTA要望により11月中旬から3月中旬(春休み)までの期間の要望がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 通年 運行開始予定 R2.10月
5 部活動	<p>○部活動加入率 88% ○冬期間は、17時まで活動している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●冬季は日没が早く部活動生徒に対して下校時の暗い道を通学する負担を軽減する観点が必要か→「近距離」の生徒であっても通学バスの運行を認めてよいかの検討。 	-